

令和4年7月21日
四国電力送配電株式会社

最終保障供給約款の変更について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項^{※1}の規定にもとづき、以下の通り、「最終保障供給約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

1. 変更内容

当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合のみなし小売電気事業者が設定する標準的な料金メニューの燃料費調整に係る供給条件が変更されたことを踏まえ、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限額の設定を廃止いたします。

2. 実施日

令和4年8月1日

3. 添付資料

最終保障供給約款変更届出書

※1：一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が電気の供給を保障するための電気の供給に係る料金その他の供給条件について定めたもの。

以上